

## Web サイトと図書館イベントからみた日本の医学情報権保証について

福嶋 一菜

1976年に発効された国際人権規約A規約には健康権が規定されており、その解釈には「健康に関する情報へのアクセスを保障すること」が含まれる。木幡は、これを医学情報権と呼称した。また、2015年度総務省の情報通信白書によると、健康や医療に関して調べたい際、インターネットを利用すると答えた人は75.2%に上る。日本は国際人権規約を批准しているが医学情報権に対して現在具体的な方策は打ち出しておらず、実態も明らかになっていない。以上の背景から、日本はどのように医学情報権を保障しているのかを明らかにする必要がある。本研究では、2つの研究課題を設けた。第1に、Web上での医学情報権の保証について明らかにする。第2に、都道府県立図書館で実施されている消費者健康情報(Consumer Health Information、以下CHI)関連イベントの実態を明らかにする。両者を踏まえ、日本の医学情報権保障の特徴と課題を考察する。

研究方法としては、Webサイトの評価、CHIイベント情報の収集、分類を挙げる。Webサイトの評価では、日本の官公庁が主導したWebサイト3種類とその主題に合致する米国のWebサイト3種類を、eヘルス倫理コードと米国医師会のガイドラインを用いて評価する。CHIイベント情報の収集、分類では、日米の公立図書館で行われている消費者健康情報関連イベント情報の定性分析を行なう。また、これらを病院で行われるイベントと比較することで、公立図書館で実施の検討が可能なサービスの特徴を見出す。

結果、官公庁主導のWebサイトについては、掲載されている内容の分かりやすさそのものの大きな差異は見られなかったものの、日本のWebサイトは多様な利用者を想定した改善が必要であると言えることがわかった。また、イベント情報の収集、分類の結果、日本の都道府県立図書館で実施されるCHIイベントには3つの特徴があることがわかった。第1に、日本ではイベントの手段として展示が用いられることが多いことである。第2に、日米共にがん、認知症等利用者側に需要のあるイベント数が増えることがわかった。第3に、日本のイベントの実施方式として、オンラインでの実施が少ないことである。

以上を踏まえると、日本は情報を提供するという観点において概ね医学情報権を保証していると言える。第1の課題については、Webサイトは多様な利用者を想定したサポートが必要な課題である。第2の課題については、都道府県立図書館で実施されるCHIイベントは米国に比べ取り扱う主題、手段が限られており、実施方式に偏りが見られる。今後は多様な利用者を想定した情報提供サービスを模索していく必要がある。以上から、日本は概ね医学情報権を保証しているが、多様な利用者を想定した情報提供の多様性には欠けていると言う結論に至った。

(指導教員 逸村裕)